

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども福祉課
指 摘	富山市ひとり親家庭等医療費助成の返納金に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定していないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市ひとり親家庭等医療費助成の返納金に係る納入期限については、納入通知書を交付する日から20日以内に指定するよう職員への周知徹底を図り、令和4年12月から適正に交付している。 今後も、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども福祉課
指 摘	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金について、富山市母子父子寡婦福祉資金貸付規則では、修学資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に在学していることを証明する書類を添えて提出しなければならないとされているが、貸付初年度は合格通知書の写しを提出させることで受理していたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>令和4年度からは、入学前の申請の場合には合格通知書の添付で受理し、入学後速やかに在学証明書の提出を求めるよう事務手続を改めた。なお、令和5年1月に内規の改正を行い、入学前の申請受理の事務手続について明文化を行った。 今後、富山市母子父子寡婦福祉資金貸付規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども福祉課
指 摘	現物確認を行った結果に基づき、会議用机を備品台帳から払い出していたが、物品棄焼却処分伺の作成がされていなかったため、改善を図りたい。
措 置 状 況	ご指摘の物品棄焼却処分伺については、監査終了後速やかに作成し、令和4年12月に管財課へ提出するとともに、備品台帳の不備を修正した。今後、富山市物品管理規則に基づき、適正な物品の管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 こども福祉課
指 摘	休日に行った勤務について、人事給与システムへの入力漏れにより、休日給が支給されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の人事給与システムへの入力漏れによる休日給については、令和4年1月に職員課へ修正の申告を行い、令和4年12月分給与にて差額分を支給した。 今後、システム入力時及び決裁時の確認を徹底するなど、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 子育て支援センター
指 摘	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)が週休日に行った勤務について、135/100の超過勤務手当に相当する報酬を支給すべきところ、125/100の支給割合としたことにより、報酬が過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の超過勤務手当に相当する報酬の過小支給については、監査終了後速やかに過小分の精査を行い、令和4年12月15日に支払を行った。 令和4年度以降、週休日に行った勤務については、135/100の超過勤務手当に相当する報酬を支給しており、引き続き、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 子育て支援センター
指 摘	子どもほっとダイヤル事業及び子育てほっとステーション事業に従事する第1号会計年度任用職員の勤務について、勤務時間が7時間45分を超えているにもかかわらず、少なくとも1時間の休憩時間を与えていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	子どもほっとダイヤル事業及び子育てほっとステーション事業に従事する第1号会計年度任用職員の休憩時間については、懸案事項として、こども家庭部内で協議、検討を続けていたところ、令和5年4月から、18時から翌9時までの勤務シフトは、休憩のための部屋を用意し、2時から4時に休憩2時間を取ることに改めることとした。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	
	市民生活部 スポーツ健康課
指 摘	
	富山市立学校体育施設等開放運営補助金において、事業費を上回って補助金を交付しているものが見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況	
	ご指摘のあった富山市立学校体育施設等開放運営補助金については、改めて学校体育施設開放事業収支決算書を確認し、事業費を上回って補助金が交付されていた運営委員会に対して、令和5年2月に通知し、同月中に返還されたことを確認した。 今後、複数の職員での確認を徹底するなど、富山市補助金等交付規則に基づき適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課
指 摘	<p>備品の管理において次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄しているものが複数あった。</p> <p>(イ) 棄焼却した備品の払出数量の記載漏れや記載誤りがあった。</p> <p>(ウ) 取得価額が2万円未満であることを理由に、公印を消耗品として削除していた。</p> <p>(エ) 取得価額が2万円未満である消耗品について、備品台帳から削除されていないものが複数あった。</p> <p>(カ) 備品台帳において、訂正印の押印漏れが複数あった。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の備品の管理については、監査終了後、物品棄焼却処分伺の作成、備品台帳の訂正を行った。起案の際には台帳の写しを添付することとし、適切に台帳への記載がされているかを合議者、決裁者それぞれにおいても確認する体制とした。また、施設管理者に対して適切な備品管理を促す通知を行った。今後、富山市物品管理規則、富山市物品取扱要領に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課
指 摘	<p>超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 週休日に行った勤務について、超過勤務手当の支給割合は135/100とすべきところ、超過勤務命令簿の時間数の累計を誤って記載し、125/100で支給したことにより、過小支給となっているものがあつた。</p> <p>(イ) 超過勤務命令簿において、休憩時間を誤って記載したことにより、過大支給となっているものがあつた。</p> <p>(ウ) 同一週を超えた週休日の振替等を行った結果、週の勤務時間が38時間45分を超える場合、その超える時間について超過勤務手当25/100を支給すべきところ、日曜日に勤務した4時間について、超過勤務手当25/100を支給していたが、同一週内に3時間45分勤務を割り振られた日があり、週の勤務時間は38時間45分であつたことから、過大支給となっているものがあつた。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘のあつた超過勤務手当の支給誤りについては、監査終了後速やかに職員課へ報告し、令和5年2月の給与支給において精算を行った。</p> <p>また、毎月の超過勤務手当の計算については、庶務担当者が勤務実績及び給与関係実績等の報告書を作成し、起案する際、出勤簿や休暇整理簿、超過勤務命令簿についても添付することとし、担当者だけでなく、合議者、決裁者それぞれにおいても報告書と実績が一致しているか確認する体制とする。今後、支給誤りがないよう、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	
	市民生活部 細入中核型地区センター
指 摘	
	ア 行政財産使用料に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定していなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	
	行政財産使用料に係る納入通知書を作成する際には、富山市会計規則に定める納入期限を遵守し、今後は適正な事務処理を行うよう徹底してまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	こども家庭部 子育て支援センター
意 見	<p>子育て支援センターでは、小中学生の相談受付や子育て家庭の支援のために24時間対応可能な電話相談窓口を設けている。この業務に従事する第1号会計年度任用職員の勤務シフトは、9時から18時まで（昼のシフト）と18時から翌9時まで（夜のシフト）の二つに分けられ、昼のシフトは子育て支援センター内で勤務を行い、勤務時間内に1時間の休憩時間が与えられている。それに対し、夜のシフトは夜間に使用可能な別の施設で行い、一人体制で常時電話に対応するため、休憩時間を指定して与えていなかった。</p> <p>富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第2条第1項では、第1号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分を超えず、かつ、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内において、任命権者が定めるとされている。上記の勤務は、昼のシフト、夜のシフトともにこの定めを勤務時間を超えている。また、夜のシフトは勤務から完全に開放された休憩時間も与えておらず、職員の健康管理上大いに問題がある。</p> <p>夜のシフトは勤務地が通常と異なることから、夜のシフトを分けた場合、深夜の時間帯に勤務地まで出退勤させることに危険があるとの懸念も聞いているが、それらも踏まえ、勤務時間などについて、職員の健康や安全に配慮した方法となるよう、事業の在り方や手法も含めて検討されたい。</p>
回 答	<p>24時間対応可能な電話相談窓口に従事する第1号会計年度任用職員の休憩時間については、懸案事項として、こども家庭部内で協議、検討を続けていたところ、令和5年4月から、昼のシフトは、1時間の休憩だったところを1時間15分に、夜のシフトは、休憩時間を指定して与えていなかったものを2時から4時に休憩2時間を取ることに改めることとした。</p> <p>夜のシフトは、休憩のための部屋を用意し、勤務から完全に開放された休憩時間を与え、その間は、他の相談電話（富山児童相談所、県教育委員会24時間子供SOSダイヤル）を案内するメッセージを流す対応を行うこととした。</p> <p>上記措置を取るものの、夜のシフトは、富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定める勤務時間を超えており、引き続き検討を続けてまいりたい。</p>